

青色申告

蒲田会報

No. 831

令和6年8月号

ホームページのパスワード

t7y9

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

蒲田税務署 人事異動のお知らせ

この度、7月10日付にて蒲田税務署の人事異動がありました。当会に関係深い幹部の方々をご紹介します。

職名	新（新幹部の方々）					旧（異動されたの方々）			
	氏名	転入前部署			氏名	転出後部署			
		部署名	課部門	職名		部署名	課部門	職名	
署長	望月健司	査察	査察国際	課長	高橋尚人	麹町	法人	国税指導官	
副署長（総務担当）	仲村渠健和	留任			小澤涼子 （法人担当）	渋谷	開発	特官	
副署長（法人担当）	河場昌和	課一	資料総括	課長補佐	仲村渠健和 （総務担当）	留任			
指定特官（総合）	杉山健志	江戸川北		副署長	早野晋	調四	調査43	統括官	
指定特官（開発）	熊原克敏	麹町		副署長	岩田新一郎	業務センター	平塚分室	統括管理官	
指定特官（法人）	和田浩枝	武蔵野		副署長	佐藤康久	新宿	法人特官	特官	
指定特官（源泉）	萩山光儀	総務	税務相談室	相談官	松島圭重	ご勇退			
総務課長	齋藤龍男	長官官房	東京派遣 監察官	監察官補	宇喜多憲吾	調三	調査総括	課長補佐	
管理運営部門	牧之原弥生	品川	管運1	連調官					
管理運営1統括官					山内清光	渋谷	管運1	統括官	
徴収統括官	小笠原悟	留任			小笠原悟	留任			
個人課税1統括官	川野寿樹	船橋	個人1	統括官	仲谷秀孝	横浜南	個人1	統括官	
個人課税2統括官	田代和也	川口	個人3	統括官	後藤智則	成田	個人2	統括官	
個人課税3統括官	神海帆子	横浜中	個人3	統括官	菅野慎一	銚子	個人2	統括官	
個人課税4統括官	中嶋一彦	蒲田	個人5	統括官	林賢輔	財務省			
個人課税5統括官					中嶋一彦	蒲田	個人4	統括官	
審理専門官（個人）	山根克文	立川	個人	審專官	友松政博	横浜中	個人	審專官	
連絡調整官（個人）	山岸尚子	留任			山岸尚子	留任			
特官（資産）	清水誠	川崎北	資産1	統括官	池田憲一	武蔵野	資産	特官	
資産課税統括官	高橋理和子	課一	資産	審專官	杉山正広	芝	資産1	統括官	
課長補佐	石川隆太	調一	調査管理	企画係長	梶原梨紗	麻布	法人	上席	
個人課税第一部門指導上席	大東志恵	留任			大東志恵	留任			

訂正

蒲田会報No.830 令和6年7月号「第24回定時総会 開催」で3名の出席と記載しましたが、2名の出席の誤りでしたので、訂正いたします。

ワンポイント情報①

令和6年分の準確定申告も定額減税の適用は受けられます

(Q1) 令和6年6月1日以後にいわゆる準確定申告書を提出する場合には、定額減税は適用されるのでしょうか。また、適用されるとしたときには、申告書はどのように記載するのでしょうか。

(A) 令和6年6月1日以後に、令和6年分の準確定申告書（「年の中途中で死亡した場合の確定申告」又は「年の中途中で出国をする場合の確定申告」により提出される確定申告書をいいます。以下同じです。）を提出する場合には、その準確定申告の際に、定額減税の適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和6年の間は令和5年分の確定申告書の様式を使用することとなるところ、定額減税額の記載については、次のとおりです。

○書面の場合

申告書第一表の「災害減免額」欄の項目名を抹消し、当該項目名の欄の余白に「令和6年分特別税額控除額」と記載した上で、同欄の金額欄に定額減税額を記載してください。この場合、当該欄の下欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄は、「差引所得税額」欄に記載した金額から、定額減税額を差し引いた残額（0円以下の場合には、0円）を記載していただくこととなります。

尚、災害減免額の記載が必要な方については、「災害減免額」欄の項目名を抹消することなく、当該項目名の下に「令和6年分特別税額控除額」と記載した上で、同欄の金額欄を二段書きとし、その上部に災害減免額を、下部に定額減税額を記載してください。

○e-Taxソフトの場合

申告書第一表の「災害減免額」欄に定額減税額を入力してください。

なお、災害減免額も入力する必要がある場合は、定額減税額と災害減免額を合わせた金額を入力してください。

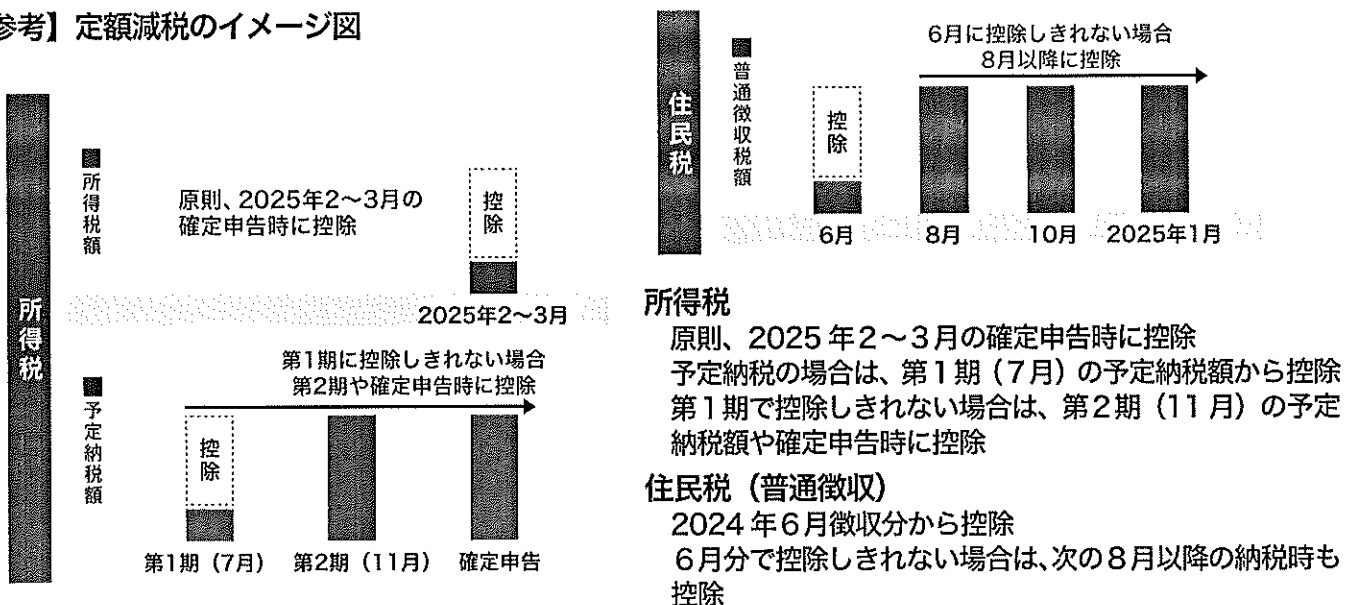
また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「令和6年分特別税額控除額●●●円」（災害減免額もある場合は、「災害減免額●●●円、令和6年分特別税額控除額●●●円」と入力してください。

(Q2) 令和6年5月31日以前に令和6年分の準確定申告書を提出している場合には、定額減税の適用は受けることができないのでしょうか。

(A) 定額減税については、令和6年6月1日以後に提出する令和6年分の確定申告書について適用することとされていることから、同年5月31日以前にいわゆる準確定申告書を提出した場合においては、適用されないこととなります。

その上で、令和6年5月31日以前に準確定申告書を提出した方は、同年6月1日から令和11年6月1日（月）までに更正の請求を行うことにより、定額減税の適用を受けることができることとされています。

【参考】定額減税のイメージ図



ワンポイント情報②

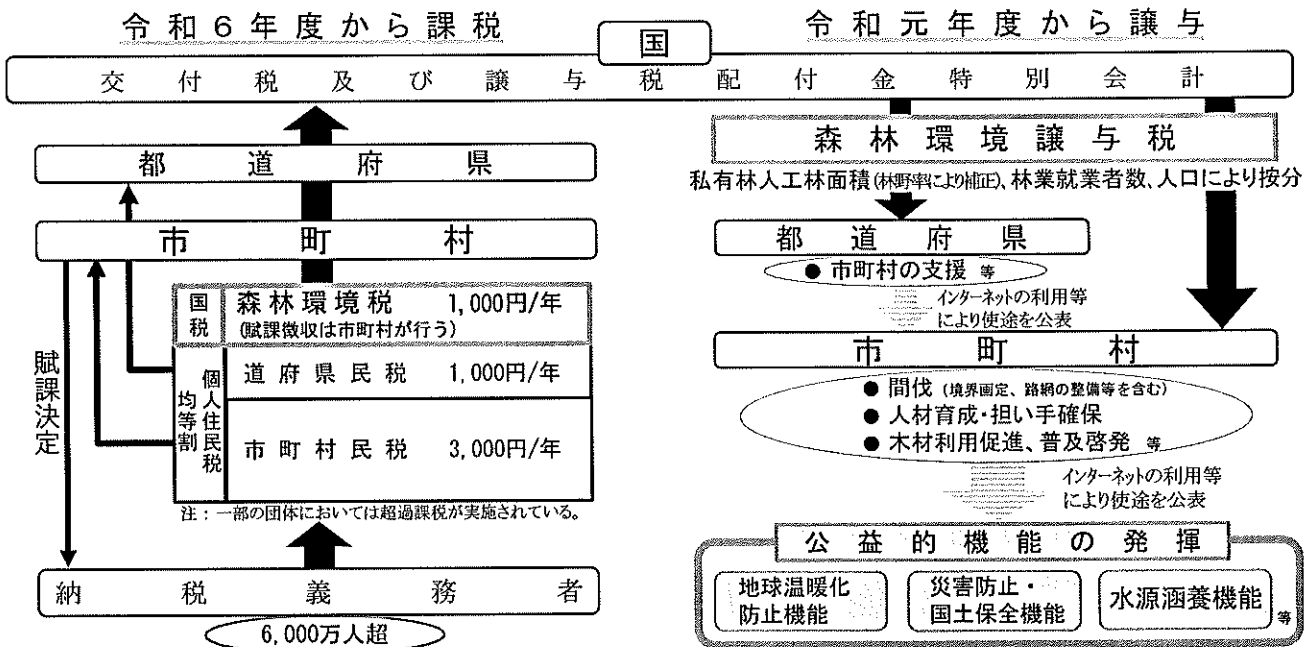
森林環境税及び森林環境譲与税について

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その収額の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

- [限度額] 2,000万円
- [利率] 1.45% (2024年7月1日現在)
- [融資対象]
 - ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人

- [使途] 事業資金（運転・設備資金）
- [返済期間] 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。
 ※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。
 ※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2025年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。
 ※会員非会員問わずご利用いただけます。

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

- ◎ 法律相談 ◎ 税務相談
- ◎ 労務相談 ◎ 金融相談

《予約制・無料》
※本相談は経営に関する相談に限定しております。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで
 TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

【当会の役員はボランティアで活動しております】

「東京青色交通事故傷害保険（個人型・家族型）」 の募集について

日本国内・国外を問わず、交通事故等によるケガに対して保険金をお支払いする「東京青色交通事故傷害保険（個人型・家族型）」の新規加入の申込を受付けております。会員限定のため、団体割引等が適用される制度で、加入年令の制限はありません。

詳細につきましては、パンフレットをご準備しておりますので、事務局までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

個人型	年間 1,000円/1口 (最大10口まで)
家族型	年間 10,000円/1口 (最大3口まで)

申込締切日：令和6年8月30日（金）

都税だより

☆8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、令和6年9月2日(月)までにお納めください。

納付の際にはキャッシュレス納税(口座振替、スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等)をぜひご利用ください。

また、減免の申請も受け付けております。申請に関する要件や期限等がございますので、詳しくは、主税局ホームページをご確認ください。

☆都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後1〜2週間以内に納税証明書を申請する場合は、

①領収証書の原本(領収印のあるもの) ②申告書の控え(受付印のあるもの) ※②は申告税目のみ の両方を、お近くの都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは主税局ホームページをご確認ください。

(注) 都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納税できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

一般社団法人

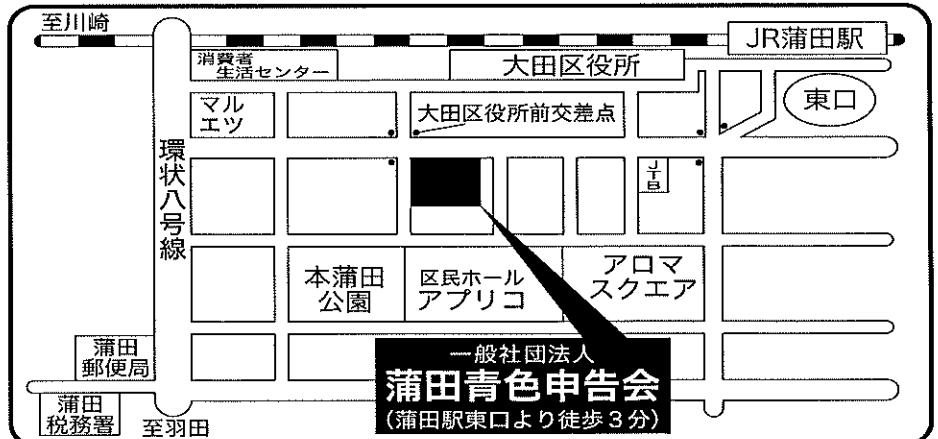
蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



七月 事業報告

一日〜九日 源泉所得税上期指導会

一八日 執行部会

二二日〜三二日 令和6年入会者個別記帳

指導会

三〇日 蒲田税務六団体連絡協議会意見交換会

事務所

事務所